

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	令和アカウンティング・ホールディングス株式会社		コード	296A
提出日	2026/5/27	異動（予定）日	2026/6/18	
独立役員届出書の提出理由	第22期定時株主総会終結の時をもって、新たに中林氏が社外取締役役に就任し独立役員として指定するため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	石田 和男	社外取締役	○										△				有
2	鷲海 量明	社外取締役	○										△				有
3	中林 美恵子	社外取締役	○												○	新任	有
4																	
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	石田和男氏は当社の取引先である北興化学工業株式会社の出身ではありませんが、同氏が同社の専務執行役員を退任してから2年以上が経過していることから、同社からの影響力はなく、実質的に独立性を有していると判断しており、また同社との取引の規模や性質に照らして当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはありません。	石田和男氏は、金融業界のほか事業会社での役員経験を通じて、企業経営や企業財務に関する高い見識を有しており、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいています。引き続き同時の経験等を、当社経営の監督、助言に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 当社株式200,000株を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 また、当社の取引先である北興化学工業株式会社の出身ではありますが、同氏が同社の専務執行役員を退任してから2年以上が経過していることから、同社からの影響力はなく、実質的に独立性を有していると判断しております。 なお、同氏の兼職先であるヤーマン株式会社は当社の取引先であり当社の株主でもありますが、取引の規模や出資比率、同氏は同社の業務執行者ではないこと等性質に照らして当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはないものと判断しております。 東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。
2	鷲海量明氏は当社の取引先である太陽有限責任監査法人に所属していたことがありますが、同氏が当社グループの監査に関与したことはなく、また、同氏が同法人を退任してから2年以上が経過していることから、実質的に独立性を有していると判断しており、当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはありません。	鷲海量明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、複数の企業の社外監査役を歴任され、企業経営に関する豊富な知見を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営を監督し、健全な成長に寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 当社の取引先である太陽有限責任監査法人に所属していたことがありますが、同氏が当社グループの監査に関与したことはなく、また、同氏が同法人を退任してから2年以上が経過していることから、実質的に独立性を有していると判断しております。 同氏は当社の取引先であるヤーマン株式会社の社外監査役を務めておりましたが、2025年7月に退任しております。同社は当社の取引先であり当社の株主でもありますが、在任時においても業務執行者ではなかったこと等の性質に照らして、当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはないものと判断しております。 同氏は他の会社の役員等を兼任されておりますが、当該兼任先と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。 東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	中林美恵子氏は、政治経済及び国際政策に関する分野における高い見識を有しており、また、複数の企業の役員経験を通じて、企業経営に関する豊富な知識を有しております。当社経営に関して中立的な立場からの助言、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 同氏は他の会社の役員等を兼任されておりますが、当該兼任先と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。 東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。